

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【会社名】	岡山県貨物運送株式会社
【英訳名】	Okayamaken Freight Transportation Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 馬屋原 章
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はない。
【本店の所在の場所】	岡山市北区清心町4番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 馬屋原章は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、持分法適用関連会社2社については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から重要性が乏しいと判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲の決定については、当社は貨物運送事業を主たる事業として複数の事業拠点を持っており、経営管理上各事業拠点における営業収益（連結会社間取引消去後）が事業活動の成長を計る指標として最も重視されていることから、重要な事業拠点を選定する指標として営業収益（連結会社間取引消去後）を用いた。また、営業収益（連結会社間取引消去後）だけでは、高利益率の子会社の重要性を適切に判断できない可能性があることを考慮し、税金等調整前当期純利益を追加的な指標として用いた（各指標は前年度の連結ベースの数値を基本に当期の業績予想を踏まえて決定）。

全社的な内部統制の評価結果は良好であると判断したため、事業拠点の営業収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結営業収益のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。また、税金等調整前当期純利益の連結グループに占める割合が20%程度以上となる事業拠点を「重要な事業拠点」に追加した。

選定した重要な事業拠点において、当社は輸送の受注を受けて自社でのトラック運送及び同業他社への備車手配に関連する活動が収益獲得活動であることから、会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として貨物運送事業収益、営業未収入金、備車料、営業未払金、給与及び賞与に至る業務プロセスを評価の対象とした。また、岡山県貨物鋼運株式会社は、輸送の受注を受けて自社での運送が収益獲得活動であることから、会社の事業目的に大きく関わる勘定科目として貨物運送事業収益、給与及び賞与に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、当社の事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生する可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（固定資産の減損プロセス、税金・税効果プロセス）について、財務報告への影響を勘案し当該業務プロセスに係る勘定科目の重要性が高い事業拠点において評価対象に追加した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はない。

5【特記事項】

特記すべき事項はない。